

阿久根市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

阿久根市長

西平良将

阿久根市条例第18号

阿久根市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
を改正する条例

阿久根市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年
阿久根市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条中「代理人の告示」を「法施行規則第18条の3第1項第7号
に規定する代理人がある旨の告示」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。